

2025. 5 No.157

三井住友信託銀行

調査月報



SUMITOMO MITSUI
TRUST BANK

時論

トランプ関税政策の誤謬と示唆.....1

経済の動き

変わる「故人資産」のゆくえ

～「超老老相続」と「彷徨える資産」が増加、空き家問題加速も～.....3

強権的指導者たちの経済成績簿.....10

時論

トランプ関税政策の誤謬と示唆

米国トランプ大統領が打ち出す関税政策が世界を揺さぶり続けている。その発言内容は頻繁に変わり、どこまで本気なのか、交渉の席につかせるための脅しなのか判然としない。

かくして今後の世界経済・貿易の予見可能性は著しく低くなっているが、トランプ大統領の関税政策の基本思想は単純明快である。それは「米国は不当な貿易取引を強いられ、輸入が増えて貿易赤字に陥り、国内産業が弱体化し、雇用機会が奪われた。よって関税を引き上げて輸入品を締め出し、貿易赤字を解消すれば、国内産業も雇用機会も復活する」というものである。

こうした「不当貿易論」「輸入悪玉論」「貿易赤字諸悪の根源論」「関税政策万能論」をオーソドックスな貿易理論に照らし合わせて検討すると、明らかに荒唐無稽である。

重商主義の時代ならともかく、今日においては、一方が一方を収奪する貿易取引が続くことはありえない。双方に「特化(または分業)と交換による経済厚生増加」というメリットが存在し、ともに自前主義より豊かになるという win-win の関係がなければ、貿易取引はそもそも成立しない。

すなわち、①複数国の間で製商品製造の生産性に格差があれば(リカードの比較優位論)、②複数国間に生産性格差がない場合でも、その製商品を生産するのに必要な労働・資本など経済資源の分布に違いがあれば(ヘクシャー・オリーンの定理)、③生産性格差も、経済資源の分布の違いもない場合でも、その製商品の生産過程が収穫逓増すなわち規模の経済が効くものであれば(クルーグマンの新しい貿易理論)、各国はそれぞれ自分が比較優位ないし得意な製商品に特化して生産し、そうではない製商品は他国に生産してもらい、輸出入取引(=交換)を行うことによって、各国の生産者はより多く生産し、所得を増やし、消費者はより多様でリーズナブルな価格の製商品を購入できるようになる。

こうした貿易取引の性格から明らかなように、輸出と輸入は表裏一体であり、「輸出は利益、輸入は損失」という考えは誤りで、「輸出は生産と所得を増やす手段、輸入は選択肢を増やし、経済厚生を引き上げる手段」と言える。「不当貿易論」「輸入悪玉論」は全くの的外れである。

この貿易取引の考え方を展開すると、「貿易収支は個々の企業や家計の経済合理的な判断の累積として決まるものであり、黒字でも赤字でもそれ自体は問題ではない」という答えが自然に導ける。

もちろん貿易赤字はどんな場合でも問題ないというわけではない。米国は巨額の貿易赤字が主因となり、経常収支も大幅な赤字が恒常化している。経常赤字は海外からの資金流入=借金によって賄われているが、この持続性は問われなければならない。

この点については、①米国は輸出も順調に増えており、輸出競争力が低下しているわけではない、②米国は世界の GDP の約 25% を占め、圧倒的な軍事力を有し、ドルは国際的な基軸通貨であるなど突出した超大国であることから、当面、海外からの資金調達に支障はないと考えられる。

だが、大幅な経常赤字は、米国が海外からの借金を当てこんで、国内生産物以上に活発な消費活動(含む住宅投資)を行い、輸入が不可避免的に膨らむという経済構造の反映であり、対外純負債は増え続けている。この姿の持続可能性を市場が懸念するようになると、米国にとっては重大な弱点になる。米国が問題視すべきなのは表面的な経常赤字ではなく、国内の過剰消費体質である。

トランプ大統領は貿易赤字だけを見た「貿易赤字悪玉論」を唱えているが、政策論として意味も意義もない。

貿易理論では、輸入品の関税を引き上げると、その国向けの輸出国が打撃を被るのはもちろん、輸入国では①国内価格が上昇し、国内生産者は増産・増益の利益を得る、②小売物価が上昇し、消費者は損失を被る、③輸入国政府は関税収入を得る—という具合に明暗分かれるが、生産者・消費者・政府の経済厚生を合計すると必ずマイナスとなることが示されている。

ただ同理論は、米国など国際市況に影響を与える大国は、関税引き上げによって所得が増える勝者となり、他国は所得が減る敗者となる場合もあり、大国は自国の利益が最大となる最適の関税率を決めることができる、とも説く(最適関税の理論)。トランプ大統領の目論見通りのロジックである。

しかし、他の大国(中国、EU など)が対抗して関税を引き上げると米国輸出企業が損失を被る。また、この「最適関税の理論」では関税引き上げの対象は最終製品であることが仮定されているが、中間財・部品も対象となると米国内の生産コストは上昇するので、企業が製造拠点を米国内にシフトする利点もなくなる。結局、関税引き上げは輸出国・輸入国とも敗者となるという不毛な結果を招くことになる。

また、過去事例を見ても、関税を引き上げれば輸入品の圧迫から解放され、国内産業が再興するのか疑わしい。60～70 年代のラテンアメリカ諸国は輸入障壁を設けて国内産業の保護育成を図ったが、ほぼ失敗に終わった。一方、貿易障壁を引き下げ、競争環境を作り出し、対内投資を呼び込んだ東アジア諸国は高い経済成長を実現した。

関税政策は「万能論」どころか副作用が多く、米国製造業の復活は不首尾に終わるだろう。

以上のように、トランプ大統領が唱える「不当貿易論」「輸入悪玉論」「貿易赤字諸悪の根源論」「関税政策万能論」を基本的な貿易理論に基づいて論難することはさほど難しいことではない。

だが、自由な貿易取引を無条件で擁護することもできない。我々が実際に目にしているように、貿易には勝者と敗者、格差拡大を生むメカニズムが内包されている。貿易理論においても、「ストルパー・サミュエルソン定理」は高技能・高学歴労働者と低技能・低学歴労働者の賃金格差の拡大を、「メリッツモデル」は高生産性・輸出企業と低生産性・非輸出企業の企業間格差の拡大を示唆している。

こうした貿易の副作用、デメリットが如実に表れたのが米国のラストベルトであり、敗者となり、困難に直面した人々がトランプ氏を熱狂的に支持し、「トランプ関税政策論」が出てくる素地となったのだろう。

貿易は当事者双方にメリットをもたらす、経済水準を引き上げる良策であるが、それは「一国全体で見て、勝者が享受するメリットが、敗者が被る損失を上回る」という意味であり、国民に等しくメリットが行き渡るわけではない。

貿易のメリットを世界的に広げ、多くの人々が享受するには、関税引き上げに反対する、あるいは関税を縮減するだけでは不十分であり、貿易の副作用による敗者や格差拡大への対処を欠いた自由貿易は大きな禍根を残す—トランプ大統領の関税政策がもたらした世界貿易の混迷は、そのような警鐘を我々に鳴らしているように思う。

(専門理事 調査部主管 主席研究員 金木利公)

※ 本レポートは作成時に入手可能なデータに基づく情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解ではありません。ご質問等はchosainfo@smtbjpまでご連絡ください。

変わる「故人資産」のゆくえ

～「超老老相続」と「彷徨える資産」が増加、空き家問題加速も～

<要旨>

多死時代を迎え、死亡者が保有していた資産（以下「故人資産」）の発生・移動が加速している。高齢者の死亡数と保有資産額から推計すると、2000 年の 26 兆円から 20 年には 32 兆円、更に 40 年には 42 兆円へと増加する見込みである。

資産の行き先に着目すると、子供ではなく兄弟姉妹が相続人となる「超老老相続」が増加している。子供がいない高齢者が増加する一方、長寿化により兄弟姉妹が存命であるケースが増えているためである。また、相続人の不在、放棄などで行き先の確定に時間がかかる「彷徨える故人資産」も増加している。

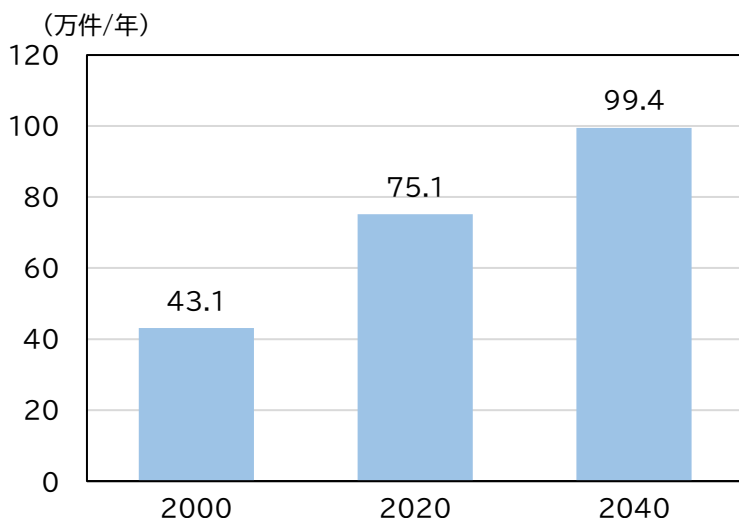
2000 年には、故人資産総額の 93%を「子供が相続する資産」が占めていたが、2040 年にはこの比率が 80%まで低下し、代わりに「兄弟姉妹が相続する資産」の比率が 6%から 17%へ、「彷徨える故人資産」も 1.4%から 2.8%へと上昇する見込みである。

超老老相続や彷徨える故人資産の増加は、「空き家問題」を深刻化させる可能性がある。遺言の作成や遺贈寄付など事前対策の重要性が増すであろう。

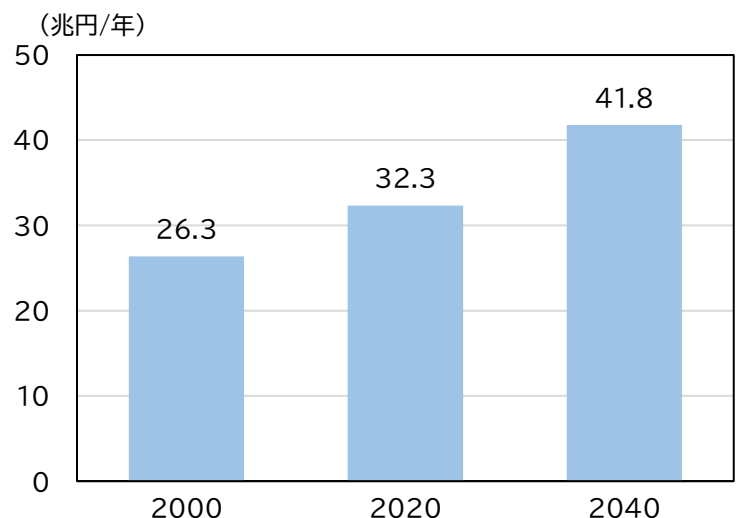
1. 多死時代を迎え増加する「故人資産」～2040 年には年間 100 万件、42 兆円に

多死時代に入った日本の死亡数は、毎年 155 万人を超えている。このうち 8 割強、130 万人を高齢者が占める。死亡数の増加は今後もしばらく続き、ピークとなる 2040 年前後には死亡総数が約 166 万人、うち高齢者の死亡は 157 万人になると見込まれている。高齢者を中心とした死亡数の増加に伴い、死亡者が保有していた資産（以下「故人資産」）の発生も増加する。

図表 1 故人資産の年間発生件数



図表 2 故人資産の年間発生金額



(資料)図表 1、図表 2 とも総務省「国勢調査」、同「家計構造調査」より三井住友信託銀行調査部推計。

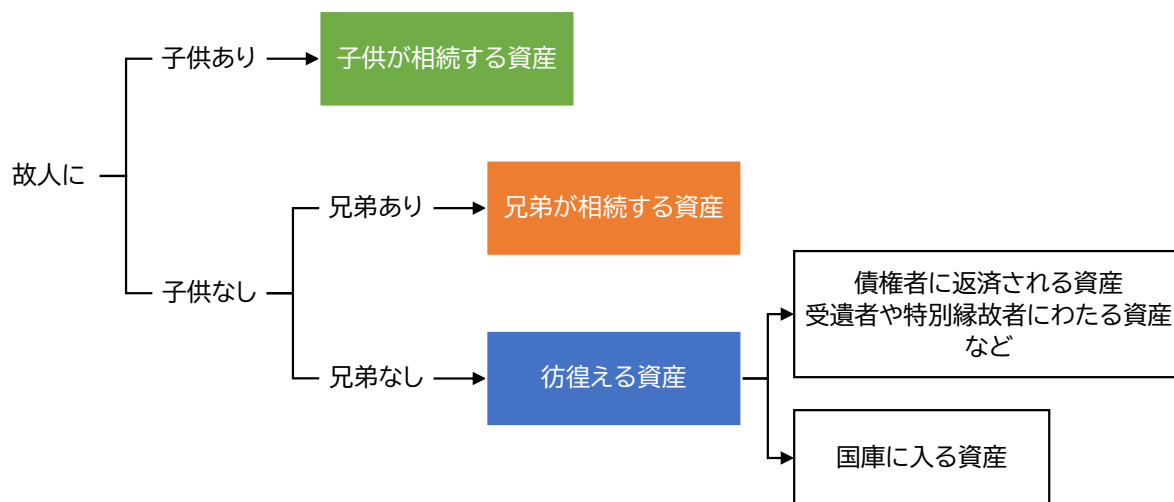
単身高齢者、2 人以上世帯の高齢者それぞれの年間死亡数を基に、故人資産の発生件数を推計したところ¹、2000 年が 43.1 万件、20 年が 75.1 万件、40 年が 99.4 万件となった（前頁図表 1）。00 年から 20 年にかけての 20 年間で 1.7 倍に、更に 40 年までの 20 年間で 1.3 倍に拡大する。

この故人資産の発生件数に、高齢単身世帯、高齢 2 人以上世帯の各保有資産額を乗じて、故人資産の発生金額を算出すると、2000 年が 26.3 兆円、20 年が 32.3 兆円、40 年が 41.8 兆円であり、00 年から 20 年にかけて 1.2 倍に、20 年から 40 年にかけては 1.3 倍に増加する（同図表 2）。00 年から 20 年にかけて高齢者の平均保有資産額が減少したため、同期間の金額ベースの伸びは件数ベースと比べ小さい。

2. 変わる故人資産の行き先～兄弟が相続する資産と彷徨える資産が増加

故人資産をその移動先に着目して、①子供が相続する資産（故人に子供がいる場合）、②兄弟姉妹が相続する資産（故人に子供はいないが兄弟姉妹がいる場合。以下「兄弟が相続する資産」）、③彷徨える資産（故人に子供、兄弟姉妹どちらもいない場合）—の 3 つに大別し²（図表 3）、発生件数と金額を推計すると、次頁図表 4～図表 7 のようになった。（図表 4、図表 6 はそれぞれ前掲図表 1、図表 2 の移動先内訳入りグラフ）

図表 3 移動先による故人資産の分類

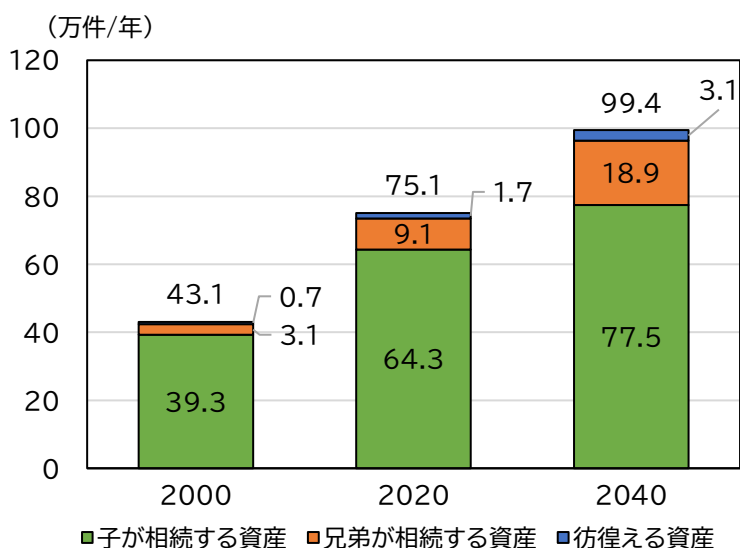


（資料）三井住友信託銀行調査部作成

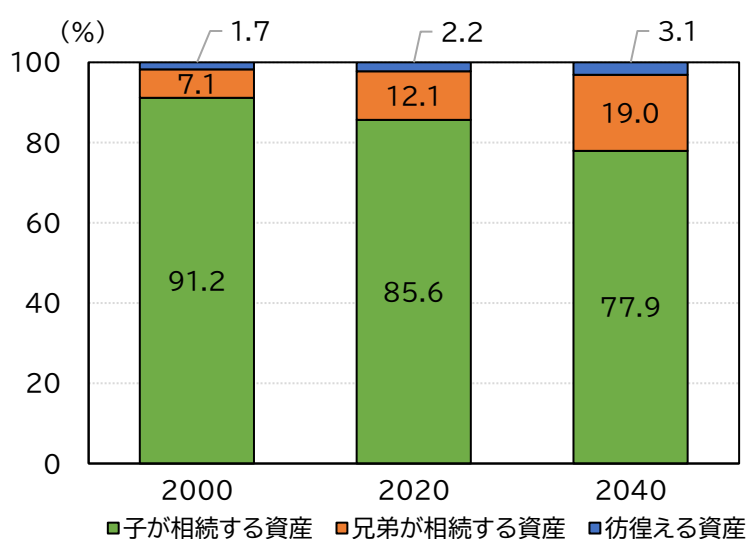
¹ 本稿では、単身高齢者は 1 名の死亡で 1 世帯が消滅、2 人以上世帯の高齢者は 2 名の死亡（夫婦ともに死亡）で 1 世帯が消滅するものとし、1 世帯の消滅により 1 件の故人資産が発生すると考える。

² 親・祖父母などの直系尊属への相続は少数ケースとして除外、代襲相続はデータ把握が難しいため除外した。また、配偶者は常に相続人となるが、保有資産額の統計が世帯単位となっていること、仮に夫婦が 1/2 ずつ保有するものとしても、世帯をまたいだ資産移動は発生しないことから、配偶者による相続は考えない（夫婦ともに死亡した時点で 1 世帯分の資産が子供、兄弟、その他に移動するものとする）。

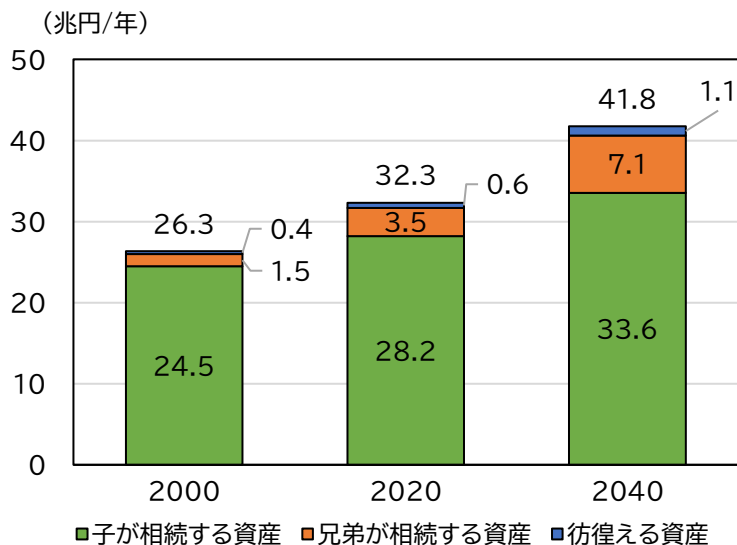
図表 4 故人資産の年間発生件数(移動先による分類別)



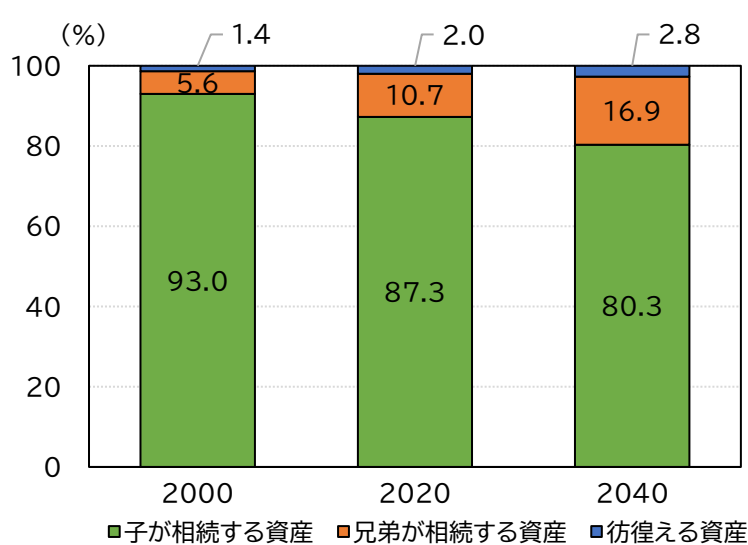
図表 5 故人資産発生件数の構成(移動先による分類別)



図表 6 故人資産の年間発生金額(移動先による分類別)



図表 7 故人資産発生金額の構成(移動先による分類別)



(資料)図表 4～図表 7 全て総務省「国勢調査」、同「家計構造調査」、内閣府「高齢者の住宅と生活環境に関する調査結果」、国立社会保障人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(令和6年推計)」、同「世帯動態調査」等より三井住友信託銀行調査部推計。

故人資産の発生件数、金額ともに、「子供が相続する資産」、「兄弟が相続する資産」、「彷徨える資産」の全てが増加している。最も増加が顕著なのは「兄弟が相続する資産」で、件数ベースでは 2000 年が年間 3.1 万件、20 年が 9.1 万件、40 年が 18.9 万件と 40 年間で 6 倍以上に(図表 4)、金額ベースでは同じく 1.5 兆円、3.5 兆円、7.1 兆円と 5 倍弱に拡大する(図表 6)。

構成比率をみると、00 年時点では発生件数の 9 割強(91.2%)を占めていた「子供が相続する資産」の比率が 20 年には 85.6%、40 年には 77.9%と低下し、「兄弟が相続する資産」の比率が 00 年の 7.1%から 40 年には約 2 割(19.0%)まで上昇、「彷徨える資産」の比率も同じく 1.7%から 3.1%まで上昇する(図表 5)。金額ベースの構成比も、00 年には 9 割強(93.0%)だった「子供が相続する資産」が 40 年には 8 割(80.3%)まで下がり、「兄弟が相続する資産」が 16.9%、「彷徨える資産」が 2.8%を占めるようになる(図表 7)。

なお、金額ベースでみると、件数ベースでみた場合と比べ「子供が相続する資産」の比率が高く「兄弟が相続する資産」と「彷徨える資産」の比率が低いのは、兄弟のみいる高齢者と子供・兄弟どちらもいない高齢者は、子供がいる高齢者と比べ単身世帯比率が高く、高齢単身世帯は高齢 2 人以上世帯より世帯当たり保有資産額が少ないためである。

以上から、近年の故人資産の移動の特徴は、①親子間での移動（子供が相続人のケース）から兄弟姉妹間での移動（兄弟姉妹が相続人のケース）へ、②相続人不在などによる「彷徨える故人資産」の増加の 2 点と言える。

3. 「老老相続」から「超老老相続」へ

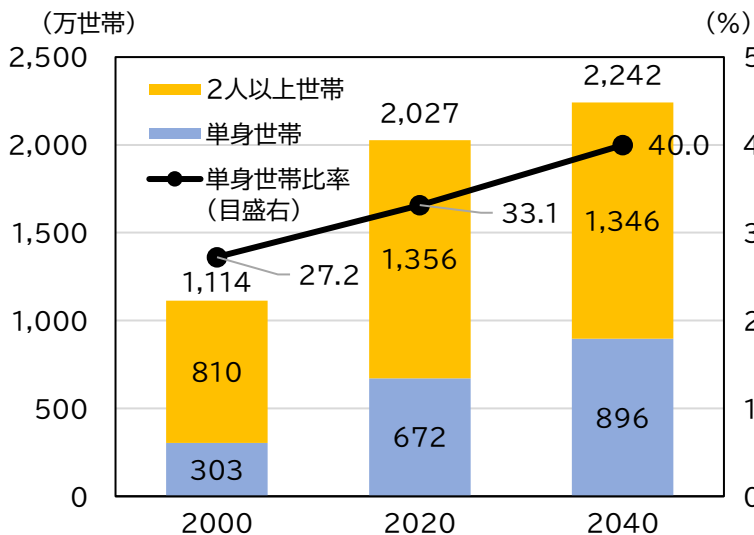
1 つ目の特徴である兄弟が相続する資産の増加は、子供がいない高齢者が増加する一方で、長寿化により兄弟は存命しているケースが増えていることによる。まさに「少子化」と「高齢化」の帰結と言えよう。

子供がいない高齢者の増加理由は、子供がいない比率が相対的に高い高齢単身世帯の比率が上昇していること（図表 8）と、高齢単身世帯、高齢 2 人以上世帯のどちらにおいても子供がいない世帯の比率が高まっていること（図表 9）の 2 点である。

高齢世帯に占める単身世帯の割合は、2000 年には 1/4 強（27.2%）であったが、20 年には 1/3（33.1%）、40 年には 4 割（40.0%）と着実に高まっている。子供がいない世帯の比率も、単身世帯では 00 年が 1/5（21.4%）、20 年が 1/3（33.3%）、40 年が 4 割弱（38.0%）と大きく上昇、2 人以上世帯でも 20 年時点では 5% だが、40 年には二けた（10.0%）に乗る見込みである。

他方、65 歳以上の平均余命などから推測した兄弟姉妹がいる高齢者（高齢世帯）の比率は、

図表 8 世帯種類別にみた高齢世帯数

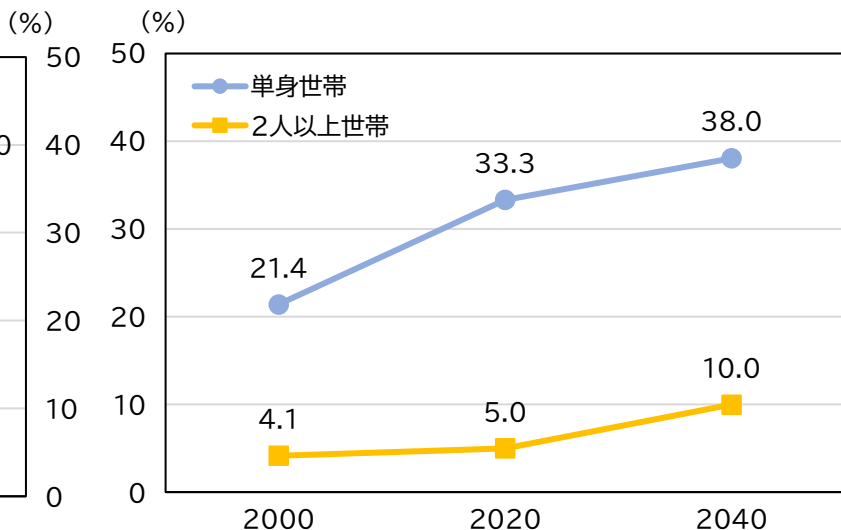


(注) 高齢世帯……世帯主年齢が 65 歳以上の世帯。

(図表 9、図表 10 も同じ)

(資料) 総務省「国勢調査」、国立社会保障人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)」

図表 9 子供がいない高齢世帯の比率



(注) 2040 年値は、2023 年の実績値をベースに、子供なし夫婦比率(妻年齢 45～49 歳で子供なしの夫婦数/妻年齢 45～49 歳の夫婦総数)の変化、高齢単身者のうち配偶者と死別・離別した人の比率等を勘案して予測。

(資料) 総務省「国勢調査」、内閣府「高齢者の経済生活に関する意識調査結果」、国立社会保障人口問題研究所「出生動向基本調査」等

00 年の 80.5%から 20 年には 84.4%、40 年には 86.0%と上昇していく(図表 10)。

高齢化が進む日本における相続は、例えば 85 歳で死亡した親の遺産を 60 代の子供たちが相続するなどの「老老相続」が主流であると言われてきたが、今後は、90 歳で死亡した姉の資産を 85 歳の弟が相続するといった「超老老相続」の割合が高まる。

相続人が 80 代、90 代ともなれば、身体能力や認知機能が低下し、相続資産の利活用や処分がスムーズに進まないケースの増加も考えられる。結果として、超老々相続の増加は空き家問題を加速させる可能性がある(詳細後述)。

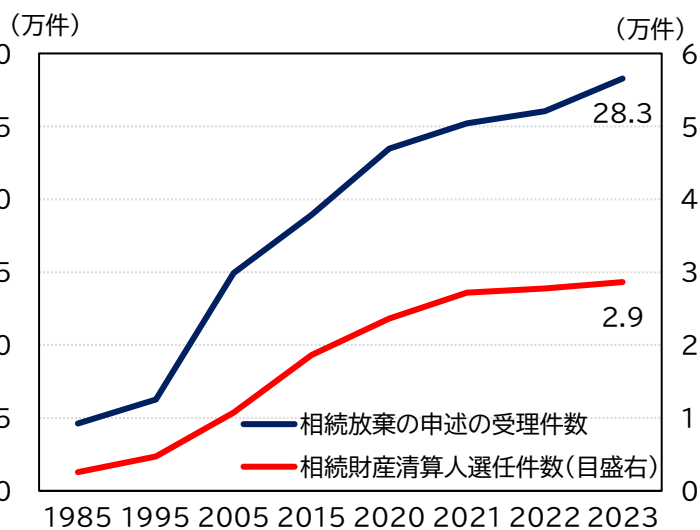
4. 「彷徨える故人資産」が増加

前述のとおり、故人資産の大半は子供か兄弟姉妹に相続されるが、相続人の不在等で行き先が確定しない(確定するまでに時間がかかる)、いわば「彷徨える故人資産」も増加している。

元々相続人がいないケースだけでなく、2000 年前後からは相続の放棄も増加しており、足下では 28 万件を超えた(図表 11)。疎遠だった親族の遺産を受け取らない人が増えている他、都市部への人口移動が進み、故人が遺した地方の不動産の管理コストや固定資産税負担を嫌って放棄するケースも増えている。放棄の届け出さえ行わない、そもそも相続人の所在がわからないといったケースも増加しており、家庭裁判所による相続財産清算人の選任件数は 3 万件に迫っている(図表 11)。

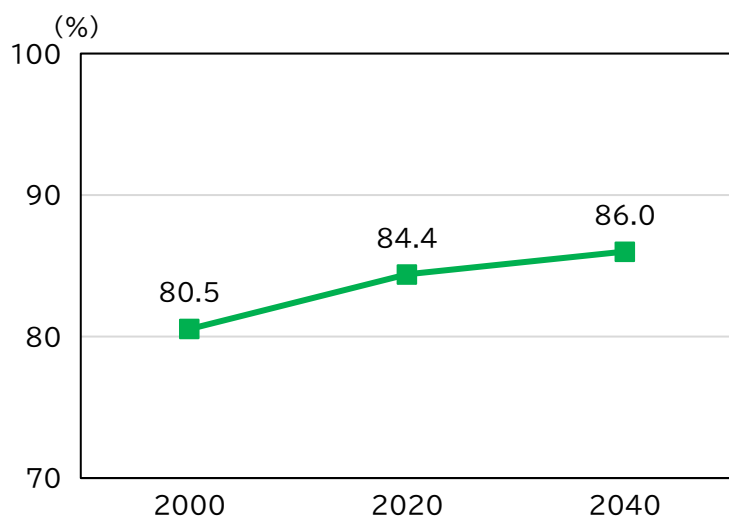
彷徨える資産は、相続財産清算人によって、未払いの税金や公共料金などを清算した後、債権者や受遺者、特別縁故者等がいれば返済、分与され、最終的に残った分は国庫に帰属することになる。この国庫帰属資産も増加が続いており、23 年度には 1000 億円を超えた(図表 12)。

図表 11 相続放棄件数と相続財産清算人選任件数



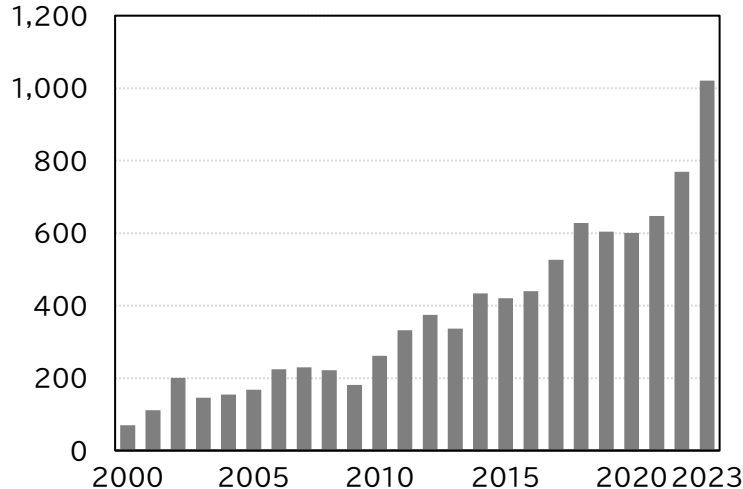
(資料)最高裁判所「司法統計年報」

図表 10 兄弟姉妹がいる高齢世帯の比率



(注)2040 年値は、20 年時点の「45～64 歳の人の生存兄弟あり比率」と、00 年、20 年、40 年の 65 歳の平均余命を元に予測。
(資料)国立社会保障人口問題研究所「世帯動態調査」、同「日本の将来推計人口(令和 5 年推計)」、厚生労働省「生命表」

図表 12 相続人不在等により国庫帰属となった金銭等(年度)



(資料)裁判所「一般会計歳入歳出決算」

5. 懸念される「空き家問題」の深刻化～生前準備の重要性高まる

超老老相続や彷徨える資産の増加は、故人資産、とりわけ不動産の利活用ないし処分の停滞に結びつきやすく、空き家問題の原因となる。

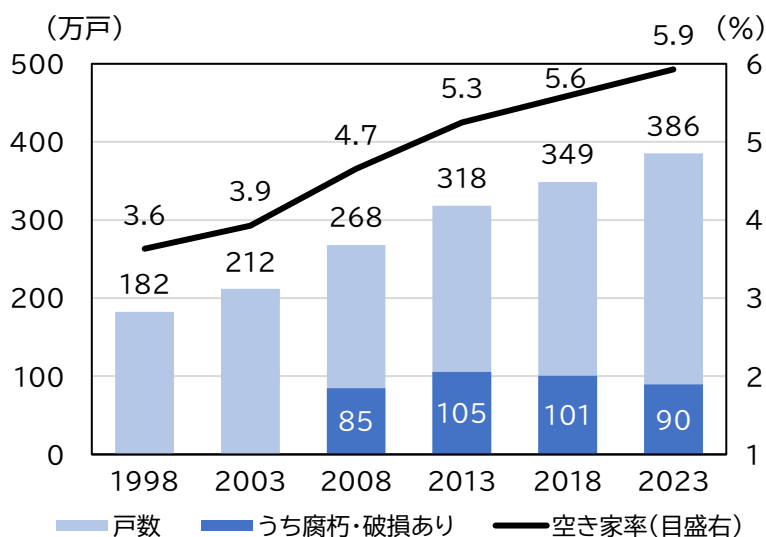
利活用や処分が滞る以前の問題として、相続による所有権移転が発生しても登記（相続登記）が行われないまま長期間が経過し、所有者の所在把握が困難になることも少なくない。国土交通省の調査によると、登記簿上で所在が確認できない土地所有者は約 2 割おり、このうち 2/3 を「所有権移転の未登記（相続）」が占めていた³。やや古い調査なので、足下では所有者不明土地は更に増えている可能性が高い。

放置された不動産は、衛生・景観・防犯・防災など様々な面で周辺の環境を悪化させ、民間取引・公共事業の進行を阻害するなど、既に多数の「空き家問題」を引き起こしている。

統計⁴上、「空き家」には、賃貸用もしくは売却用で現在は居住世帯なしの住宅や二次的住宅（別荘など）も含まれるが、空き家問題化するリスクが高いのは、これら以外の空き家と考えられる。そこで本稿では、賃貸用、売却用、二次的住宅の 3 カテゴリーを除いた、使用目的がなく放置されている空き家を「純粋空き家」として実態を把握した。

純粋空き家は一貫して増え続けており、1998 年の 182 万戸から 2023 年には 386 万戸へと 25 年間で 2 倍に増加、総住宅戸数に占める比率（純粋空き家率）も 3.6% から 5.9% へと上昇した（図表 13）。純粋空き家の中でも、地震などによる倒壊リスクが特に高い「腐朽・破損がある住宅」は、100 万戸前後で推移している。空き家問題化のリスクを抱えた（一部は既に問題化している）住宅は全国に 386 万戸あり、このうち特に倒壊などのリスクが高い住宅は 90 万戸ということである。

図表 13 純粋空き家戸数と純粋空き家率



純粋空き家…賃貸・売却用及び二次的住宅（別荘など）を除く空き家
純粋空き家率…純粋空き家戸数／総住宅戸数

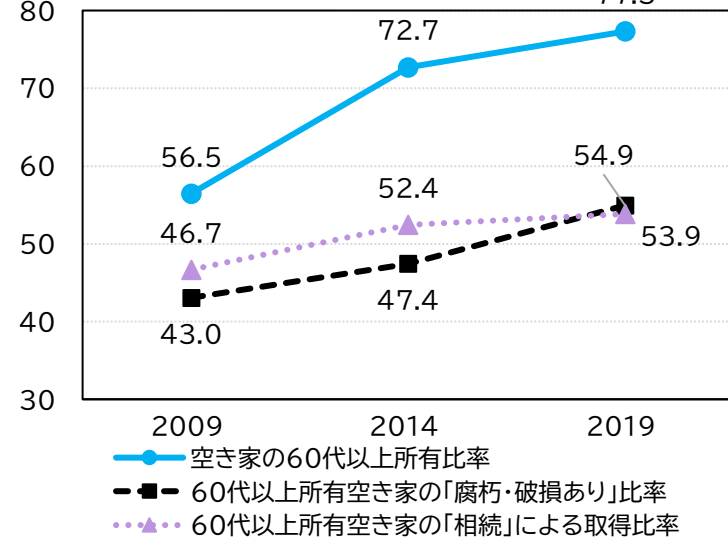
（注）「腐朽・破損あり空き家戸数」の 1998 年、2003 年データは N.A.。

（資料）総務省「住宅・土地統計調査」

³ 国土交通省「平成 28 年度地籍調査における土地所有等に関する調査」

⁴ 総務省「住宅・土地統計調査」

図 14 空き家の高齢者所有比率、高齢者所有空き家の「腐朽・破損」あり比率、同「相続」による取得比率



（注）調査年により設問 Q および回答 A の選択肢が若干異なるため、下記の通り集計した。

2009 年調査……Q「空き家になったきっかけ」に対し、A「相続により取得したが入居していない」を選択した回答者を集計。

2014 年調査……Q「空き家の取得経緯」に対し、A「相続」を選択した回答者を集計。

2019 年調査……Q「空き家の取得方法」に対し、A「相続」を選択した回答者を集計。

（資料）国土交通省「空き家所有者実態調査」、「空き家実態調査」

空き家の所有者については、純粋空き家に絞ったデータはないので空き家全体で見ることになるが、高齢化が進んでいることが明らかである。

60 代以上所有者の比率は、2009 年時点では 56.5%だったが、19 年には 77.3%と 8 割に迫っている。当該空き家(60 代以上の人所有する空き家)の老朽化も進み、19 年時点で半数以上(54.9%)が「腐朽・破損」ありの状態である。また、空き家取得の経緯が「相続」である比率も徐々に上がっており、こちらも 19 年時点で半数以上(53.5%)となっている(前頁図表 14)。

相続人の高齢化(超老老相続の増加)は空き家問題化しやすい純粋空き家の増加、ひいては空き家問題加速の一因になっていると言えよう。高齢の兄弟姉妹による相続は今後更に増加が見込まれることから、対策を講じないでいけば空き家問題が一層加速していく可能性は高い。

こうした現状を踏まえ、相続や遺贈で取得した不要な土地を国が引き取る「相続土地国庫帰属制度」の開始(23 年 4 月)、「改正空き家対策特別措置法」による管理不全空き家への対応強化(23 年 12 月)、相続登記の義務化(24 年 4 月)など、国も対策に本腰を入れ始めている。しかし、これらの施策により空き家の処分や利活用が著しく進んでいるとは言えない⁵。

上記はいずれも「資産を相続した側」に対する施策であるが、相続資産の空き家問題化を防ぐためには、「資産を遺す側」の事前準備も有効であろう。遺言を作成して資産の行き先を明確にしておく、特定の団体を支援したい、特定の用途に遺産を使ってほしい等の希望があれば遺贈寄付の手続きをしておく⁶、リフォーム・リノベーションなどで相続しやすく処分しやすい(=放棄せず相続したくなる)住宅にしておく等は、相続資産の処分・利活用の停滞や彷徨える資産の発生を回避する手段となる。遺贈寄付に関しては、23 年の認知度が 53.3%となっているが⁷、故人が生前望んでいなかったにもかかわらず、保有していた資産が国庫に入ることを防ぐという意味でも、更なる制度の浸透が待たれる。

超老老相続や彷徨える資産の増加が避けられない今、こうした「資産を遺す側」の生前準備の重要性は高まっている。

(調査部 経済調査チーム 主任調査役 青木 美香)

⁵例えば、「相続土地国庫帰属制度」においては、申請可能な土地の要件が細かく規定され、申請に当たった負担金(10 年分の土地管理費用相当額)も発生するなど申請時のハードルが高い。また、実績をみても、申請 3,462 件のうち実際に国庫帰属が認められたのは 1,430 件(25 年 2 月末現在、速報値)と承認率は 4 割に留まる。

⁶ 自分の死後、財産を相続人以外の特定の団体や機関に寄付すること。①遺言による寄付、②信託による寄付、③相続人が遺言の付言事項(法的効力を持たない記載事項。残される人へのメッセージなど)等に従って寄付する「相続財産の寄付」--の 3 つの方法がある。

⁷(一社)日本承継寄付協会「遺贈寄付白書」より。

※ 本レポートは作成時に入手可能なデータに基づく情報を提供するものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。また、執筆者個人の見解であり、当社の公式見解ではありません。ご質問等はchosainfo@smtbjpまでご連絡ください。

強権的指導者たちの経済成績簿

<要旨>

民主主義が後退している。それは新興国に限らない。アメリカにおいても民主主義は危機的状況にあり、政治体制は個人独裁の瀬戸際にあるように見える。

経験的にいえば、個人独裁は経済・金融システムに対しネガティブに作用する。たしかに、たとえ個人独裁下の経済であっても、良好な外部環境など一定の条件があれば一時的には良好な経済パフォーマンスを収めることが可能である。だが、現代世界を代表する 6 人の強権的指導者が率いる独裁国家の経済実績からは、個人独裁による経済運営には、「有効期限」—数年から 10 年程度—があり、それを超えると経済は停滞したり、さらには機能不全に陥ったりする傾向があることが看取できる。

「絶対的権力は絶対的に腐敗する」(アクトン卿)。そして、歴史が繰り返し例証してきたように、個人独裁は、独裁がもつ脆弱性ゆえに必然的に経済・金融システムの劣化を引き起こす。アクトン卿の法則は、米国であれ例外とはしないだろう。

1. 「専制化の 25 年」

「民主主義の後退」がいわれて久しい。1970 年代のイベリア半島に始まり、その後ラテン・アメリカ、アジア、中東欧へと広がっていった世界的な民主化の流れ、すなわち「第三の波」(サミュエル・ハンチントン)は、もはや歴史の範疇である。民主主義の後退という現実、スウェーデンの V-Dem 研究所が 2025 年 3 月に発行した最新版「民主主義報告」のタイトル「専制化の 25 年」(25 Years of Autocratization)が如実に物語っている。

冷戦終結後、いったんは自由化・民主化に向かっていったにもかかわらず、経済の低迷などを背景に改革に挫折し、そうしたなか扇動政治家が登場、やがて強権的指導者の下で権威主義体制に逆戻りしていった新興国は少なくない。チャベス政権以降のベネズエラ、エルドアン政権下のトルコ、オルバーン政権下のハンガリーなどがその典型である。

もともと、民主主義の後退は新興国に限らない。戦後自由民主主義陣営のリーダーを担ってきたアメリカ合衆国においても民主主義の後退は顕著である。スティーブン・レビツキーらは、独裁主義的な行動を示すポイントとして、①民主主義的ルールの拒否・軽視、②政治的ライバルの正当性の否定、③暴力の許容・促進、④メディアを含む対立相手からの市民的自由の剥奪、の 4 点を挙げる。そして、これを「独裁者のリトマス試験紙」と呼んだうえで、ドナルド・トランプ大統領は 1 期目の時点でその 4 点すべてに対し「陽性反応」を示していたと断じている¹。

2 期目のトランプ大統領は「陽性反応」をますます鮮明なものに見受けられる。トランプ政権は司法の独立性を軽視あるいは無視し、司法との対立を深めながら、大統領令の乱発を通じた政策運営を行っている。「法の終わるところ、専制が始まる」はジョン・ロックの言葉であるが、アメリカ政治は目下、大統領による専制、個人独裁の瀬戸際にあるように思われる。

¹ スティーブン・レビツキー／ダニエル・ジブラット『民主主義の死に方』新潮社、2018 年、85～92 頁。

レビツキーらは、民主主義を護るためには、民主的な憲法だけではなく、政党間の「相互的寛容」と「組織的自制心」という不文律、すなわち「柔らかいガードレール」が不可欠であると述べているが²、極度に分極化したアメリカの政党政治の現状をみるに、「柔らかいガードレール」の再生は当面期待できそうもない。

民主主義は必ずしも経済的繁栄を約束するわけではない。だが、例外はあるにせよ、高所得国の大部分が民主主義国家に占められるという事実は重要である。逆に個人独裁国家のなかに先進国の名は見当たらない。経験的にいえば、個人独裁は経済・金融システムに対しネガティブに作用する、ということがその理由として考えられる。本稿は、その当否について、現存の個人独裁国家を分析対象として検証するものである。

2. 個人独裁国家の抽出

(1) 民主主義体制と非民主主義体制

本稿はこれまで「民主主義」や「専制」といった用語について特に説明を付すことなく論じてきた。用語の厳密な定義や解説は政治学者に任せるとして、ここでは議論を単純化するため、政治体制を民主主義体制と非民主主義体制に二分し、「専制」「権威主義」「独裁」などと称されている政治体制はすべて非民主主義体制として一括りにする³。

もともと、民主主義体制と非民主主義体制の間には明確な境界線が引かれているわけではなく、どちらともつかない中間的な体制も少なからず存在する。また、一概に民主主義体制⁴といっても政体や政党システムは様々である。それは非民主主義体制についても同様であり、大きくは王政、文民支配、軍政の3タイプにわけられ、さらに文民支配は個人独裁と一党独裁に細分することができる⁵。本稿が焦点を当てるのは、このうち個人独裁である。なお、個人独裁体制においても政党が存在することは少なくない。個人独裁と一党独裁の違いは、統治エリート内部における最高政治指導者のパワーの大きさが際立っているかどうか（たとえば権能や神格化・個人崇拜の程度、粛清能力など）という相対的なものであり、両者を厳密に区分することはできない。

(2) 政治体制の定量化

ところで、民主主義体制と非民主主義体制はどのように区別することができるのか。民主主義の度合いを定量化したうえで、世界各国の政治体制を分類する試みとしては、先述したスウェーデンの V-Dem 研究所（ヨーテボリ大学政治学部に設置）のほか、米国に本拠を置く国際 NGO フリーダム・ハウスや、英エコノミスト誌の調査部門エコノミスト・インテリジェンス・ユニット(EIU)によるものなどが知られている。

このうち V-Dem 研究所は、毎年「民主主義報告」(Democracy Report)を公表し、同時に政治体制に関連する 500 以上の指標を提供している。指標のうち一般に最も重視されているのは、0

² レビツキー／ジブラット前掲、25～27 頁。

³ 学術的には、権威主義と全体主義、独裁と専制は区別すべきである（たとえば、阿部斉『概説 現代政治の理論』東京大学出版会、1991 年、150～159 頁参照）。

⁴ 本稿では民主主義を自由民主主義と同義として扱う。というのも、民主主義には政治参加と同時に自由を保障することが不可欠だからである（山口二郎『民主主義は終わるのか』岩波書店、2019 年、4 頁）。

⁵ 粕谷裕子『比較政治学』ミネルヴァ書房、2014 年、141～149 頁など参照。

～1 の数値で表される選挙民主主義指数 (polyarchy) と自由民主主義指数 (libdem) である。なお、筆者の計算によれば、両者の相関係数は 2024 年時点で 0.96 ときわめて高い。

V-Dem 研究所は、指数に応じて政治体制を「民主主義」と「専制」に二分し、さらに民主主義を「自由民主主義」と「選挙民主主義」⁶、専制を「選挙専制」と「閉鎖的専制」に細分する。うち「選挙専制」とは、複数政党による選挙は実施されているものの、自由でなければ公正でもなく、また表現の自由や結社の自由といった基本的な要件を満たしていない体制をいう。これに対し、「閉鎖的専制」は選挙すら行われない体制を指す。

2025 年版の「民主主義報告」(2024 年基準)によれば、対象 179 か国・地域(以下、国という)のうち「民主主義」が 88 か国、「専制」が 91 か国と、両者はほぼ拮抗している。

フリーダム・ハウスは、年次調査報告「世界における自由」(Freedom in the World)のなかで、各国の「政治的権利」と「市民的自由」のレベルを 1～7 の 7 段階で評価し、政治体制を「自由」、「部分的に自由」、「自由ではない」に三分する。なお、同機関は「自由」という言葉を用いているが、ここでいう自由は民主主義とある程度同一視できる⁷。

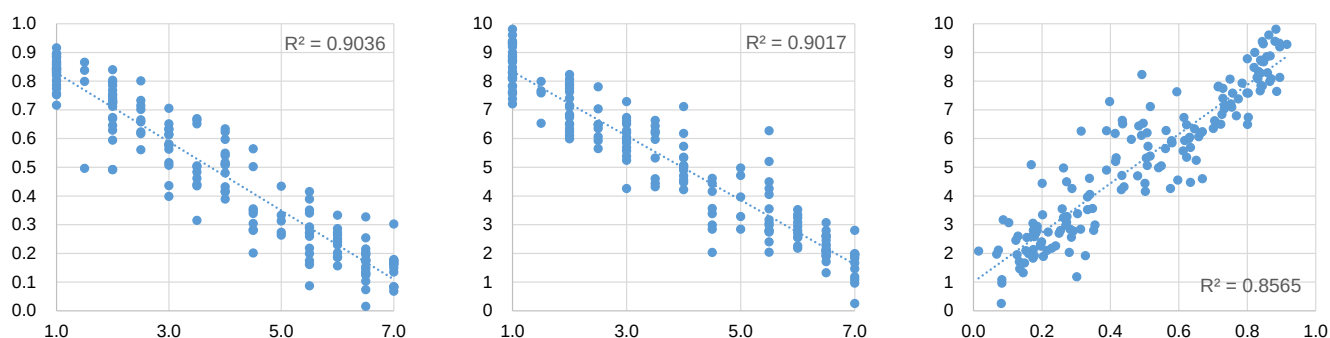
フリーダム・ハウスの 2025 年版(2024 年基準)報告によれば、対象 195 か国中「自由」は 85 か国、「部分的に自由」は 51 か国、「自由ではない」は 59 か国である。

EIU は、「民主主義指数」(Democracy Index)を年次で公表している。同機関は、「選挙過程と多元性」、「政府の機能」、「政治参加」、「政治文化」、「市民的自由」という 5 項目の評価に基づき、各国の「民主主義指数」(10 点満点)を算出し、政治体制を「完全な民主主義」、「欠陥のある民主主義」、「混合体制」、「権威主義」に四分する。

2024 年基準の「民主主義指数」によれば、対象 167 か国中「完全な民主主義」は 25 か国、「欠陥のある民主主義」は 46 か国、「混合体制」は 36 か国、「権威主義」は 60 か国である。

以上の 3 機関が公表している民主主義に関する指数は、それぞれ異なった方法によって算出されているが、にもかかわらず、図表 1 が示すように、相互に高い相関関係がある。

図表 1 V-Dem(縦軸)とフリーダム・ハウス(横軸)(左)、EIU(縦軸)とフリーダム・ハウス(横軸)(中央)、EIU(縦軸)とV-Dem(横軸)(右)の各指数間の相関関係 (2024 年基準)



(注) V-Dem は選挙民主主義指数、フリーダム・ハウスは政治的権利と市民的自由の平均スコア、EIU は民主主義指数を指す。

(資料) V-Dem Institute、Freedom House、EIU より三井住友信託銀行調査部作成

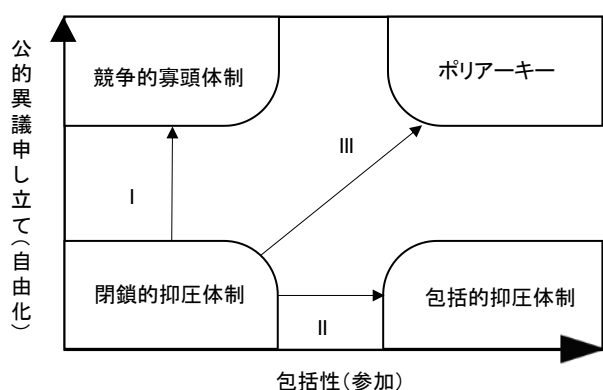
⁶ 「選挙民主主義」は、複数政党による自由で公正な選挙が行われ、表現の自由や結社の自由などにおいて一定の水準に達している体制、「自由民主主義」は、前者の要件を満たしたうえで、市民的自由の保護および法の下での平等が認められ、司法府および立法府による行政府に対する牽制が十分に機能している政治体制を指すが(V-Dem Institute, “Democracy Report 2025”)、本稿では両者を区別しない。

⁷ 粕谷前掲、95～96 頁等参照。

そうした高相関の理由としては、3 機関ともにアメリカの政治学者ロバート・ダールが導入した「ポリアーキー論」の影響を強く受けていることが挙げられる。「ポリアーキー」とはダールの造語で、「公的異議申し立て(自由化)」と「包括性(参加)」という 2 つの次元、換言すると自由化と民主化が、完全ではないにせよ、ともに一定の水準に達している政治体制のことを指し、通常は自由民主主義体制、あるいは単に民主主義体制と呼ばれるものである⁸(図表 2)。

V-Dem 研究所の「民主主義」にせよ、フリーダム・ハウスの「自由」にせよ、EIU の「完全な民主主義」／「欠陥のある民主主義」にせよ、いずれもポリアーキーに近い概念であり、対応関係がみられる。また、V-Dem 研究所の「専制」、フリーダム・ハウスの「部分的に自由」／「自由ではない」、EIU の「混合体制」／「権威主義」も同様である(図表 3 参照)。

図表 2 民主化の 2 つの理論的次元



(資料) ロバート・ダール『ポリアーキー』三一書房、1981 年、11 頁

図表 3 政治体制分類 (2024 年基準、数字は国数)

V-Dem研究所	フリーダム・ハウス	EIU
民主主義 Democracy 88	自由 Free 85	完全な民主主義 Full democracy 25 欠陥のある民主主義 Flawed democracy 46
専制 Autocracy 91	部分的に自由 Partly free 51 自由ではない Not free 59	混合体制 Hybrid regime 36 権威主義 Authoritarian 60
計179	計195	計167

(資料) V-Dem Institute、Freedom House、EIU

(3) 分析対象

未承認国家を含めると世界には優に 200 を超える国家が存在する。そのすべてを分析の母集団とすることは筆者の限界を超える。そこで、本稿は 2024 年時点で人口 500 万人以上、名目 GDP が 2,000 億ドル以上という基準を満たす 55 の主権国家に分析対象を限定する。

55 か国のうち V-Dem 研究所が現在「専制」に分類している国は全部で 19 か国である(次頁図表 4)。このなかには王政や一党独裁もみられるが、一般に個人独裁と認識されている政治体制が散見される。もっとも、前述のとおり一党独裁と個人独裁とを明確に区分することはできない。そこで、本稿では単純化のため、1 人の人物が過去 10 年以上にわたって最高政治指導者の座にとどまり続けている政治体制を「個人独裁」と呼ぶことにする。この基準に該当するのは、プーチン大統領のロシア(2000 年 5 月～。ただし 1999 年に大統領代行に就任。2008 年 5 月～12 年 5 月は首相職)、エルドアン大統領のトルコ(2003 年 3 月～。ただし 2014 年 8 月までは首相職)、習近平国家主席の中国(2013 年 3 月～)、モディ首相のインド(2014 年 5 月～)、オルバーン首相のハンガリー(2010 年 5 月～。1998～2002 年の間も首相職にあったが下野)、シーシー大統領のエジプト(2014 年 6 月～)の 6 か国である⁹。

⁸ ロバート・ダール『ポリアーキー』三一書房、1981 年、5～14 頁。

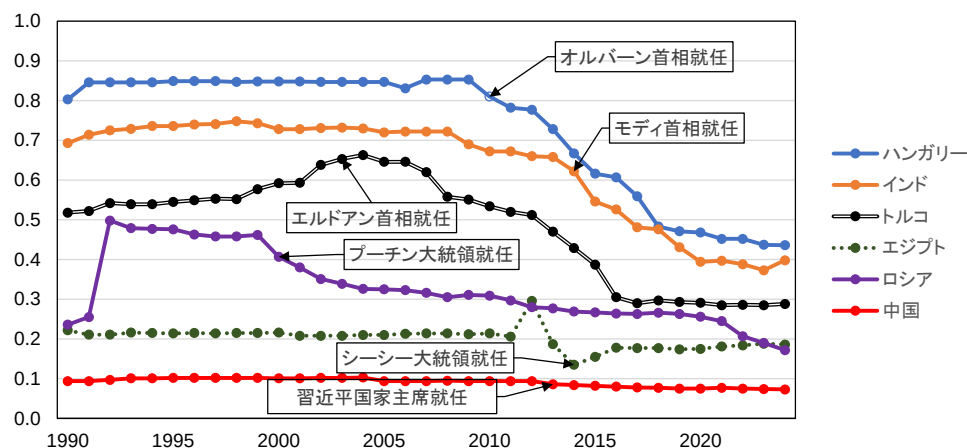
⁹ 図表 4 掲載の国のうち近年まで長期政権を維持していた指導者としては、バングラデシュのハシナ首相(2009～24)やシンガポールのリー・シェンロン首相(2004～24)などが挙げられる。

図表 4 主要非民主主義国家（2024 年基準）

	V-Dem	フリーダム・ハウス	EIU	最高政治指導者	就任
ロシア	選挙専制	自由ではない	権威主義	ウラジーミル・プーチン大統領	2000/5/7
トルコ	選挙専制	自由ではない	混合体制	レジェップ・タイイプ・エルドアン大統領	2003/3/14
ハンガリー	選挙専制	部分的に自由	欠陥のある民主主義	オルバーン・ヴィクトル首相	2010/5/29
中国	閉鎖的専制	自由ではない	権威主義	習近平国家主席	2013/3/14
インド	選挙専制	部分的に自由	欠陥のある民主主義	ナレンドラ・モディ首相	2014/5/26
エジプト	選挙専制	自由ではない	権威主義	アブドルファッターフ・アッ＝シーシー大統領	2014/6/8
カザフスタン	選挙専制	自由ではない	権威主義	カシムジョマルト・トカエフ大統領	2019/3/20
アルジェリア	選挙専制	自由ではない	権威主義	アブデルマジド・テブエン大統領	2019/12/19
アラブ首長国連邦	閉鎖的専制	自由ではない	権威主義	ムハンマド・ビン・ザーイド・アール・ナヒヤーン大統領	2022/5/14
フィリピン	選挙専制	部分的に自由	欠陥のある民主主義	ボンボン・マルコス大統領	2022/6/30
サウジアラビア	閉鎖的専制	自由ではない	権威主義	ムハンマド・ビン・サルマーン・アール＝サウード首相	2022/9/27
イラク	選挙専制	自由ではない	権威主義	アブドゥルラティフ・ラシード大統領	2022/10/13
パキスタン	選挙専制	部分的に自由	権威主義	アースィフ・アリー・ザルダリー大統領	2024/3/10
シンガポール	選挙専制	部分的に自由	欠陥のある民主主義	ローレンス・ウォン首相	2024/5/15
イラン	選挙専制	自由ではない	権威主義	マスウード・ベゼシュキヤーン大統領	2024/7/28
バングラデシュ	選挙専制	部分的に自由	混合体制	ムハマド・ユヌス首席顧問	2024/8/8
タイ	選挙専制	自由ではない	欠陥のある民主主義	ペートンターン・シナワット首相	2024/8/18
インドネシア	選挙専制	部分的に自由	欠陥のある民主主義	プラボウォ・スビアント大統領	2024/10/20
ベトナム	閉鎖的専制	自由ではない	権威主義	ルオン・クワン国家主席	2024/10/21

（資料）V-Dem Institute、Freedom House、EIU、外務省より三井住友信託銀行調査部作成

図表 5 V-Dem 研究所「選挙民主主義指数」



（資料）V-Dem Institute

以上の 6 人は「強権的指導者」(ストロングマン)として名を馳せる。なお、V-Dem 研究所の「選挙民主主義指数」(polyarchy)によれば、シーシー大統領のエジプトを除くと、程度の差はあれ、独裁傾向を強めてきたことで共通している(図表 5)。

本稿では、この 6 人の強権的指導者が統治する国を便宜的に「D6」と名付け、以下では、D6 各国の強権的指導者就任以降の経済パフォーマンスの推移を概観する。

3. 強権的指導者たちの経済成績簿

D6 の経済パフォーマンスをみるに際し、本稿は、「経済規模」、「経済水準」、「国際貿易」、「通貨価値」の 4 点を評価項目とする。ただし、絶対評価ではなく相対評価を用いる。具体的には、経済規模については当該国の名目 GDP の世界構成比、経済水準については当該国の 1 人あたり名目 GDP の対米国比、国際貿易については当該国の輸出額が世界全体の輸出額に占める割合、通貨価値については当該国通貨の対米ドル為替相場を指標とする。なお、分析対象期間は、当該国の強権的指導者の就任時点から直近時点までとする。

(1) 経済規模

図表 6 は、D6 各国の名目 GDP が世界全体に占める構成比の変化をみたもので、網掛け部分は各強権的指導者の在任期間を表す(以下同様)。

中国経済の世界シェアは、習近平国家主席就任以来、8 年目の 2021 年までは堅調に拡大していった。しかし同年がピークとなり、以降、中国のシェアは縮小の一途を辿っている。

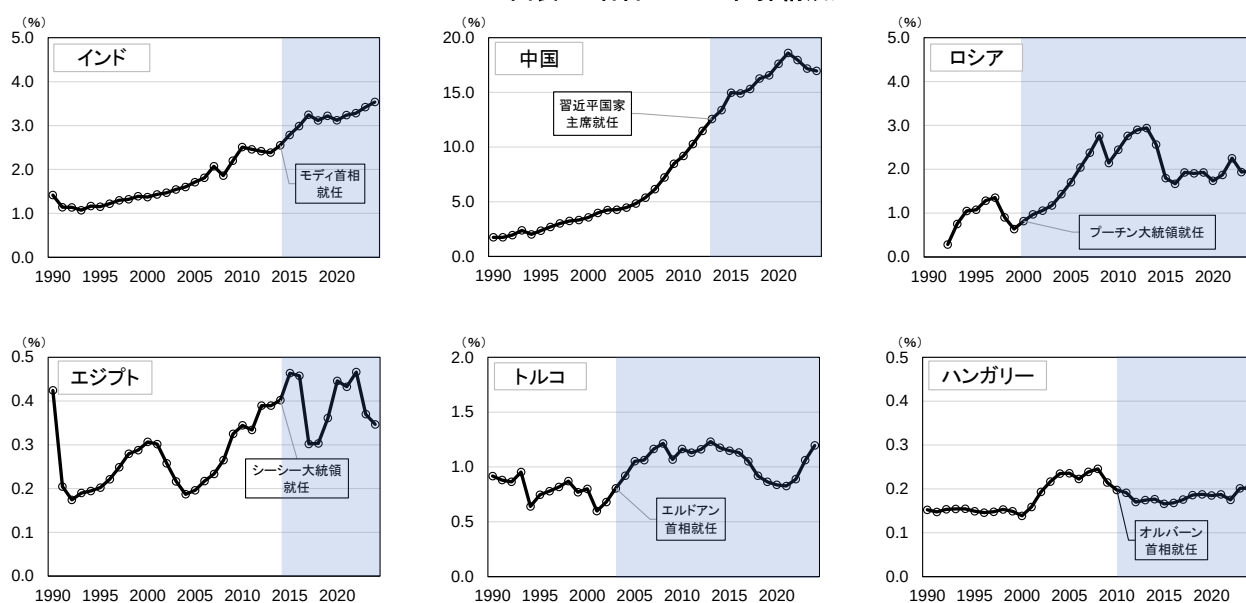
ロシアの世界シェアは、プーチン大統領が就任した 2000 年から 2008 年までの間、急拡大を遂げた。だが順調だったのはそこまでで、2014 年における同国のクリミア半島併合を機に同国に対し国際経済制裁が科されると、海外からの投資が激減し、同国のシェアは一気に縮小した。

トルコ経済の世界シェアは、エルドアン氏が首相に就任した 2003 年からの 5 年間ほどは急回復を続けた。だが、その後頭打ちとなり、さらに、2016 年のクーデタ未遂事件を契機とした政治リスクの高まりに起因する対内直接投資の急減などが影響し、2010 年代後半は大きく落ち込んだ。

インドのシェアは、モディ首相が就任した 2014 年以降、堅調に伸び続けている。とはいえ勢いがあつたのは就任当初の 3 年間だけであり、その後のシェア拡大のペースは鈍い。

エジプトおよびハンガリーのシェアは、それぞれシーシー氏の大統領就任、オルバーン氏の首相就任早々から大きく低下し、うちエジプトは現在に至るまで就任年の水準を回復できていない。

図表 6 名目 GDP の世界構成比



(資料) IMF, “World Economic Outlook Database April 2025”より三井住友信託銀行調査部作成

(2) 経済水準

次頁図表 7 は、D6 各国の 1 人あたり名目 GDP の対米国比の変化をみたものである。

習近平政権下の中国およびモディ政権下のインドの同比率について、両首脳就任年(各々 2013 年と 2014 年)と直近 2024 年を比較すると、その変化幅はいずれも限定的である。加えていえば、それぞれの前任者の執政期(胡錦濤・温家宝政権期(2003～13)およびマンモハン・シン政権期(2004～14))に比して伸びは小さく、うち中国については 2021 年以降低下傾向にある。

ロシアの 1 人あたり名目 GDP の対米国比は、プーチン氏の大統領就任当時、同国経済がどん底にあつたことに加え、世界的な資源ブームが寄与し、2000 年の 5%から 2013 年には 30%に上

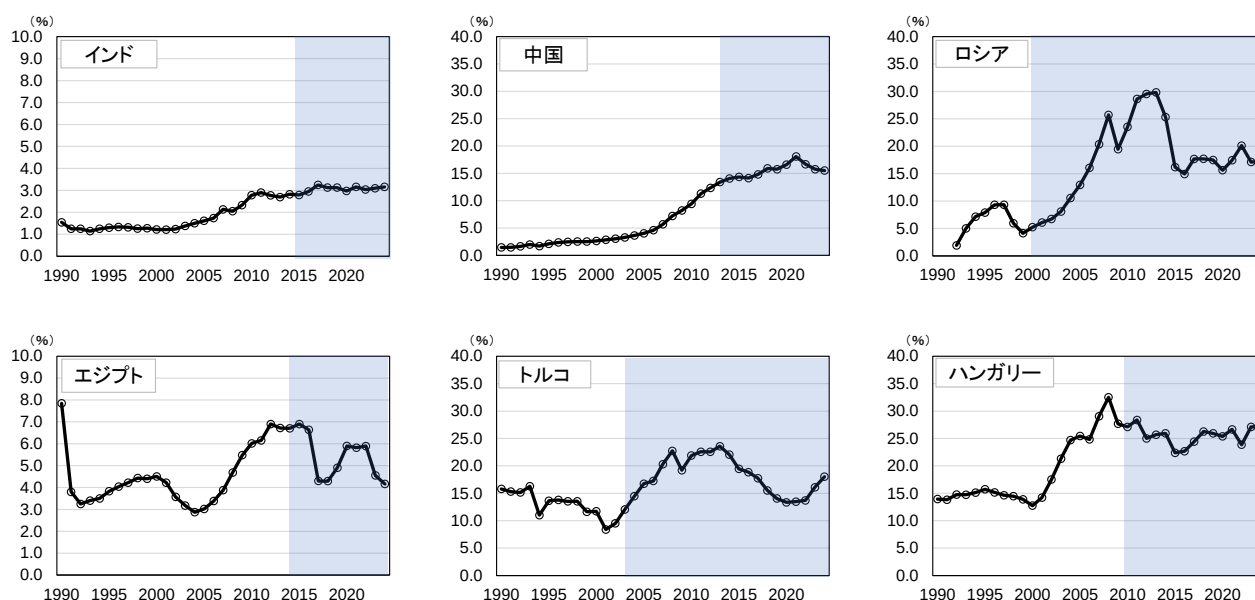
昇した。だが、その後同年をピークとして劇的に低下し、直近 2024 年では 17%にすぎない。

トルコの同比率は、エルドアン氏の首相就任以降、比較的順調に伸び続け、2003 年の 12%から、2013 年には 24%に上昇した。2014 年 8 月に行われた同国初の大統領直接選挙でエルドアン氏が勝利したことには、そうした経済水準の改善が一定程度寄与したものとみられる。だが 2010 年代後半、景気低迷と通貨安に伴い同比率は大きく低下した。2021 年以降は回復傾向にあるものの、直近 2024 年時点で同比率は 18%にとどまる。

エジプトの 1 人あたり名目 GDP の対米国比は、2014 年のシーシー氏の大統領就任以降大きく落ち込んでおり、つまり同国の相対的経済水準は顕著に悪化している。なお、2019 年、シーシー大統領は大統領の任期を 4 年から 6 年に延ばしたうえ三選を可能にする改憲を実施した。同氏はその後 2023 年の大統領選挙で再選され、現在 3 期目(2030 年まで)を担っている。

ハンガリーの同比率は、2010 年のオルバーン首相就任以降、おおむね停滞が続いている。

図表 7 1 人あたり名目 GDP の対米国比



(資料) IMF 前掲より三井住友信託銀行調査部作成

(3) 国際貿易

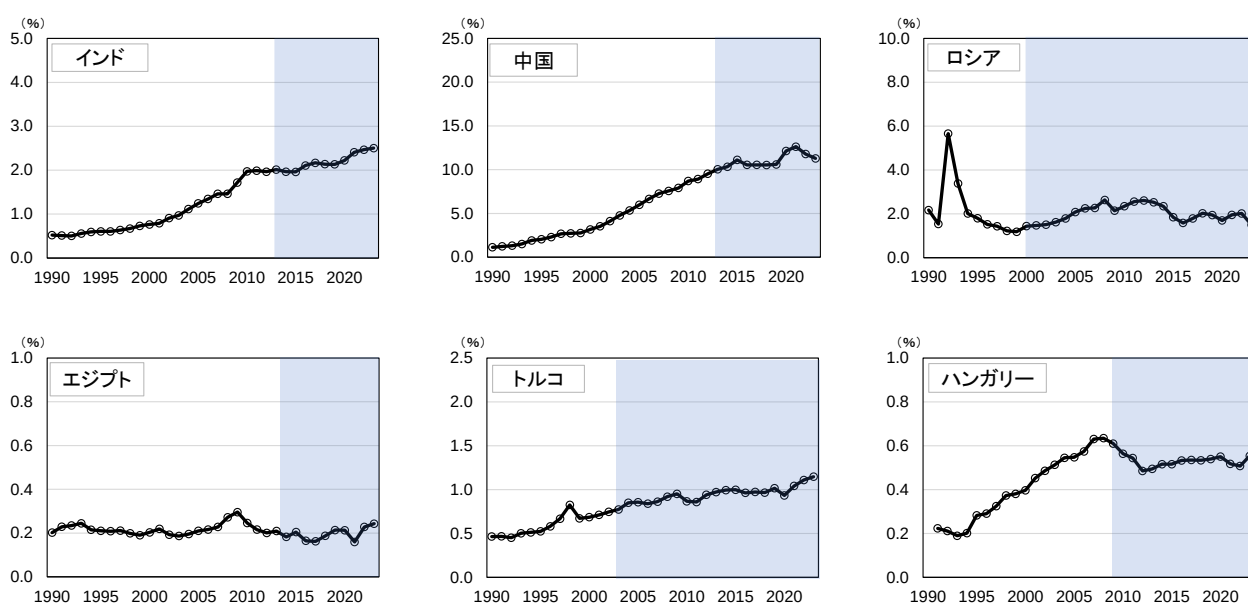
次頁図表 8 は、D6 各国の輸出額(財・サービス)が世界全体の輸出額に占める比率、換言すると国際貿易に占める各国のプレゼンスの推移をみたものである。

エルドアン政権下のトルコ、モディ政権下のインドは比較的堅調に世界シェアを伸ばし続ける一方、シーシー政権下のエジプト、オルバーン政権下のハンガリーにはほとんど変化がない。

ロシアは、世界的な資源ブームを追い風として 2000 年代を通じ輸出を拡大し、その世界シェアを高めていった。だが、先述のとおり 2014 年のクリミア半島併合に起因する国際経済制裁を受け、同国のシェアは急縮小し、さらに 2022 年 2 月に始まったウクライナ侵攻に伴う制裁強化が追い打ちとなり、2023 年までにプーチン大統領就任(第 1 期)当時の水準に逆戻りした。

「世界の工場」中国の世界シェアの推移をみると、習近平氏の国家主席就任から当初 8 年間は順調に拡大を続けたが、米中貿易摩擦の深刻化に伴い、2021 年をピークに低下傾向にある。

図表 8 輸出額の世界構成比

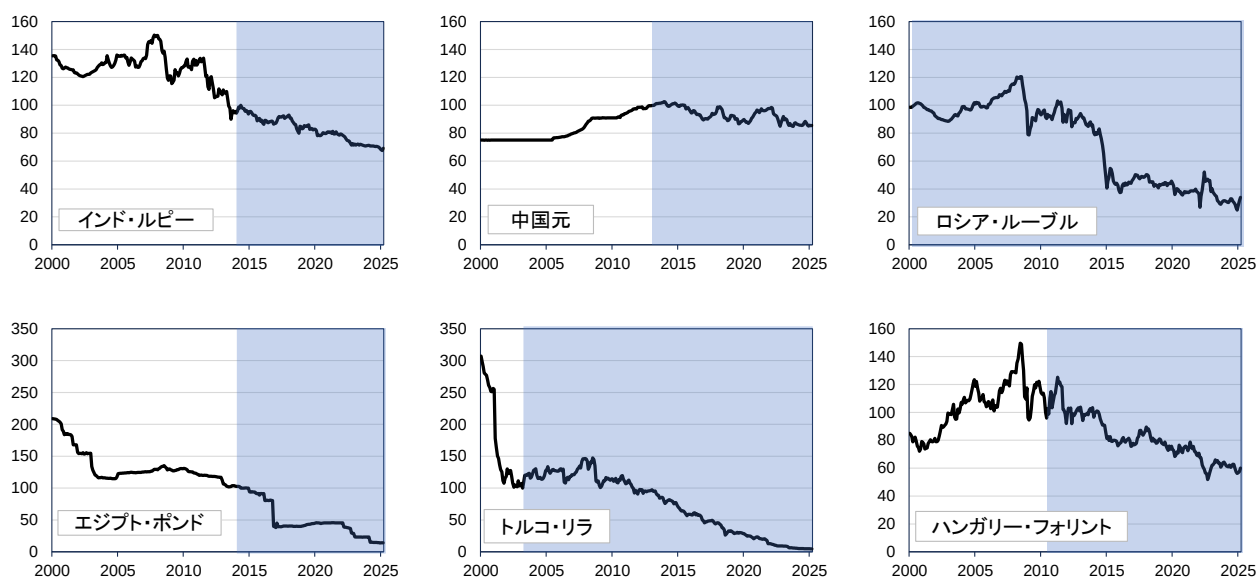


(資料) World Bank より三井住友信託銀行調査部作成

(4) 通貨価値

図表 9 は、D6 各国の各ストロングマンの就任月における当該国通貨の対米ドル為替相場の月末値をそれぞれ 100 とし、2025 年 3 月末までの月次推移をみたものである。

図表 9 対米ドル為替相場 (各最高政治指導者の就任月の月末値=100)



(資料) CEIC より三井住友信託銀行調査部作成

各通貨の 2025 年 3 月末時点における相対値をみると、中国元(2013 年 3 月末=100)は 86 とまずまずの成績である。一方、インド・ルピー(2014 年 5 月末=100)は 69、ハンガリー・フォリント(2010 年 5 月末=100)は 60 に減少している。とはいえロシア・ルーブル(2000 年 5 月末=100)の 34、エジプト・ポンド(2014 年 6 月末=100)の 14、トルコ・リラ(2003 年 3 月末=100)の 5 に比べると、はるかにましである。プーチン政権下のロシア・ルーブルにせよエルドアン政権下のトルコ・

リラにせよ、2000 年代後半には増価の局面があったものの、その後は減価基調が続いている。

以上にみた D6 の 4 つの経済指標は、たとえ個人独裁下の経済であっても、良好な外部環境など一定の条件があれば、一時的には好成績を収めることが可能であることを示している。だが、同時に、個人独裁による経済運営には「有効期限」—数年から 10 年程度—があり、それを超えると経済は停滞したり、さらには機能不全に陥ったりする傾向があることを示唆している。

ところで、ここで想起されるのは、冷戦期の東アジアや東南アジアにおいてはむしろ一般的でさえあった「開発独裁」である。

開発独裁とは、主として国内治安に専門化した軍隊やテクノクラートの官僚制から輩出される指導層が、ナショナリズムと反共主義を体制イデオロギーとし、秘密警察などの抑圧機構を強化しながら、経済成長と政治的安定を体制の目標とした政治体制を指す¹⁰。朴正熙大統領の韓国（1963～79）、蔣経国總統の台湾（1978～88）、マルコス大統領のフィリピン（1965～86）、リー・クアンユー首相のシンガポール（1959～90）、マハティール首相のマレーシア（1981～2003）、スハルト大統領のインドネシア（1967～98）がその代表例であり、それらは個人独裁という点で共通していた。また、改革・開放以降の中国もその亜種であり、習近平国家主席の中国やプーチン大統領のロシアに代表される「国家資本主義」（イアン・ブレマー）¹¹は 21 世紀版の開発独裁ともいえる。

強力なカリスマ的リーダーシップによって率いられた開発独裁は、初期においては大きな経済的成功を収めた。しかし、都市国家シンガポールを例外とすれば、それらの末路をみると、政権崩壊や体制転換につながる政治危機に直面したり（韓国：1979 年朴正熙暗殺、フィリピン：1986 年エドゥサ革命（マルコス体制崩壊）、台湾：蔣経国死去（1988 年）に伴う国民党内の権力闘争激化¹²）、深刻な経済・金融危機に襲われたり（マレーシア：1997 年アジア通貨危機）、あるいはその双方に見舞われている（インドネシア：1997 年アジア通貨危機、98 年スハルト体制崩壊）。

4. 絶対的権力は絶対的に腐敗し、経済・金融システムを劣化させる

なぜ個人独裁は経済・金融システムの機能不全を招くのか。それは独裁一般がもつ次の脆弱性に起因すると考えられる¹³。

- ・ 懲罰・制裁・粛清への恐怖から、意思決定に必要な情報、特にネガティブな情報が最高指導者には伝達されにくい。もしくは歪められたかたちで伝えられる。
- ・ 意志決定が少人数で行われるため、間違った政策判断・執行が起りやすい。
- ・ 官僚制の劣化や過剰な管理・規制が効率性を奪い、市場メカニズムを阻害する。
- ・ 政治・行政システムが硬直的で、状況の変化に対する柔軟性を欠く。
- ・ イデオロギーが経済的合理性よりも優先されることで必要な政策対応がとられない。

¹⁰ 篠原一／永井陽之助『現代政治学入門〔第 2 版〕』有斐閣、1984 年 212～213 頁。

¹¹ Ian Bremmer, “The End of Free Market”, Portfolio, 2010, p.43-46.

¹² 村上和也「中華民国(台湾)における政治体制の移行：権力闘争と「統独」問題を中心にして」（『北大法学研究科ジュニア・リサーチ・ジャーナル No.4』所収）1997 年、303～332 頁参照。

¹³ ジーン・シャープ『独裁体制から民主主義へ』筑摩書房、2012 年、55～56 頁。

- ・ 権力エリート内部の権限・縄張り争いが経済運営に悪影響をもたらす。
- ・ 独裁者のカリスマ性は時間の経過とともに剥落し、そうしたなか民衆が体制に対し無関心になったり懐疑的になったり敵意を抱くようになる。
- ・ 知識人や学生が抑圧に対し不満をもつようになり、体制に非協力的になる。

要するにこういうことである。独裁の進行につれ、為政者の周りはイエスマンだけで固められるようになり、彼／彼女は現実を認識できない裸の王様になる。その結果、経済政策の立案・遂行能力が低下する。他方、権力者を中心に縁故主義がはびこり、官民が癒着して腐敗・汚職が蔓延し、金融は統治エリートの利殖手段と化す。既得権益の墨守が至上命題となるなか、経済合理性は軽視もしくは無視され、経済の活力・効率性は喪失し、経済成長が止まる。同時に当該国への国際的信認は失われていき、その表象である当該国通貨の価値は下落する。そうした状況が昂進すると、ついには経済・金融危機が勃発する。

たしかに、数年程度であれば、英明な独裁者、プラトンのいう「哲人王」に政治を委ねることですぐれた経済運営を期待することは可能かもしれない。しかし、「絶対的権力は絶対的に腐敗する」（英国の思想家・歴史家ジョン・アクトン卿（1834～1902））¹⁴。そして、歴史が繰り返し例証してきたように、個人独裁はその脆弱性ゆえに経済・金融システムの劣化を引き起こす。

アクトン卿の法則は、アメリカ合衆国であれ例外とはしないだろう。トランプのアメリカが、このまま個人独裁を強めていくと仮定するならば、それは民主主義の後退のみならず、権力の腐敗とともにアメリカ経済・金融の停滞を引き起こすことになるだろう。さらにいえば、それは世界経済ならびに国際政治に対し構造的変化—アメリカ強時代の終焉—をもたらす可能性を孕む。

その兆候は、すでに表れている。

（調査部 審議役 上席研究員 村上 和也）

主要参考文献

粕谷裕子 『比較政治学』ミネルヴァ書房、2014 年

ジーン・シャープ 『独裁体制から民主主義へ 権力に抵抗するための教科書』筑摩書房、2012 年
スティーブン・レビツキー／ダニエル・ジブラット 『民主主義の死に方』新潮社、2018 年

ロバート・ダール 『現代政治分析』岩波書店、1999 年

Wolf, Martin, “The Crisis of Democratic Capitalism”, Penguin Random House, 2023

Economist Intelligence Unit, “Democracy Index 2024”, 2025

Freedom House, “Freedom in the World 2025”, 2025

V-Dem Institute, “Democracy Report 2025”, 2025

¹⁴ “Power tends to corrupt and absolute power corrupts absolutely. Great men are almost always bad men, even when they exercise influence and not authority:”, Lord Acton (John Emerich Edward Dalberg), Letter to Archbishop Mandell Creighton (Apr. 5, 1887)